

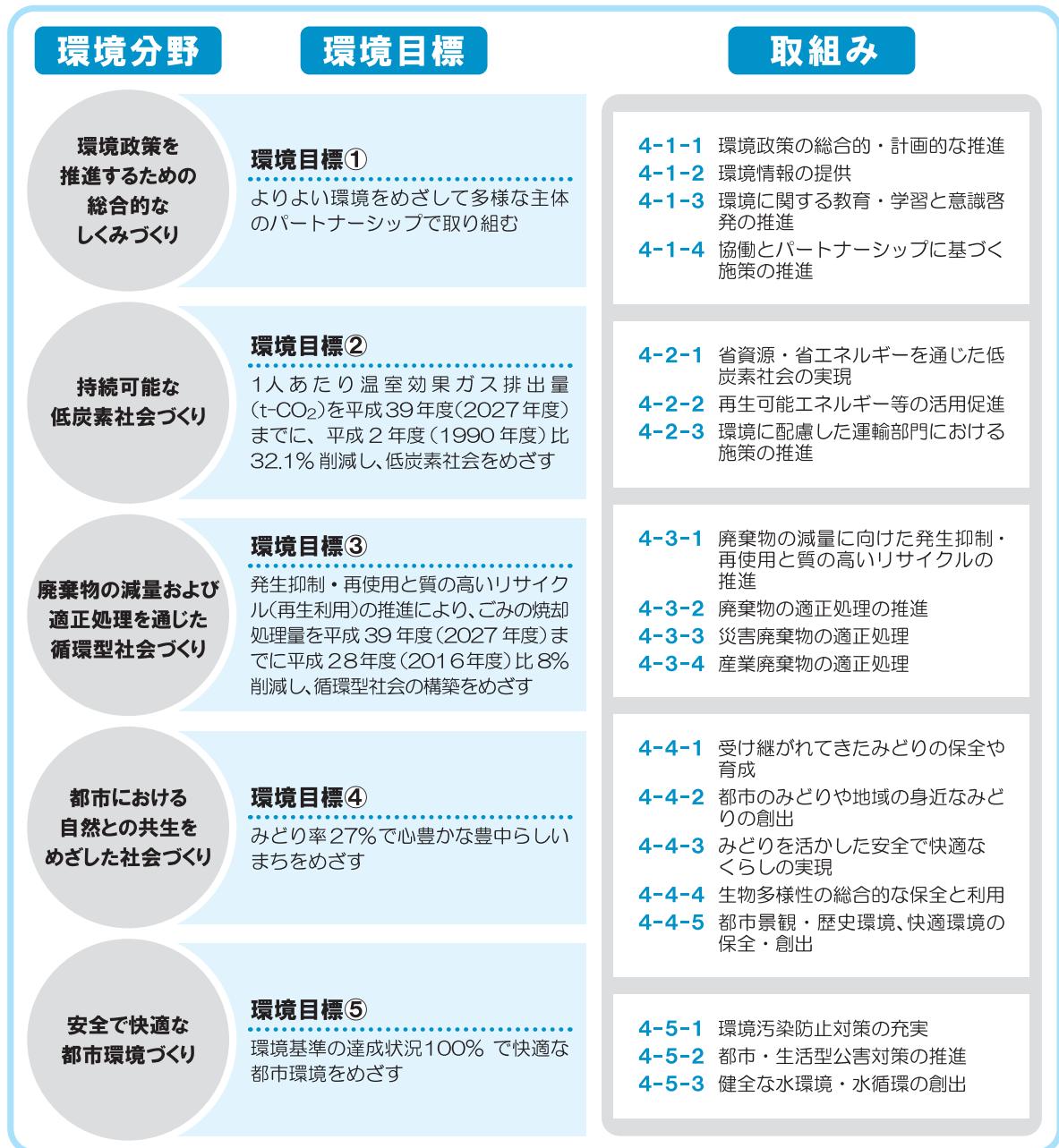
第4章 目標達成のために取り組むこと

- 4.1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり
- 4.2 持続可能な低炭素社会づくり
- 4.3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり
- 4.4 都市における自然との共生をめざした社会づくり
- 4.5 安全で快適な都市環境づくり

第4章 目標達成のために取り組むこと

第4章では、5つの環境分野ごとの目標の達成に向けて、これまでの豊中市の取組みと現状、課題を踏まえ具体的に取り組むこと（施策）と、その取組みの達成状況を測るための指標を示しています。

施策体系



指標

指標のうち、目標達成に最も影響を与えるものを「代表指標」として選定しています。指標には、事業の実施に直接関連することと、目標に向けた取組みを推進した成果という2つの側面があります。

4.1 環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章 2.2.2に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 複雑化する環境課題に対応するため、これまで以上に行政部局間の連携を持つこと。
- これまで環境活動に関わりの少なかった若年層や、シニア層など多様な世代の環境活動の取組みを促進すること。
- これまで環境分野に関わりの少なかった市民や事業者の参加を促し、関わる人のすそ野を広げていくこと。
- 「豊中アジェンダ21」の普及や、「豊中アジェンダ21」と「環境基本計画」との連携強化により、協働とパートナーシップによる取組みを発展させること。

環境目標 ①

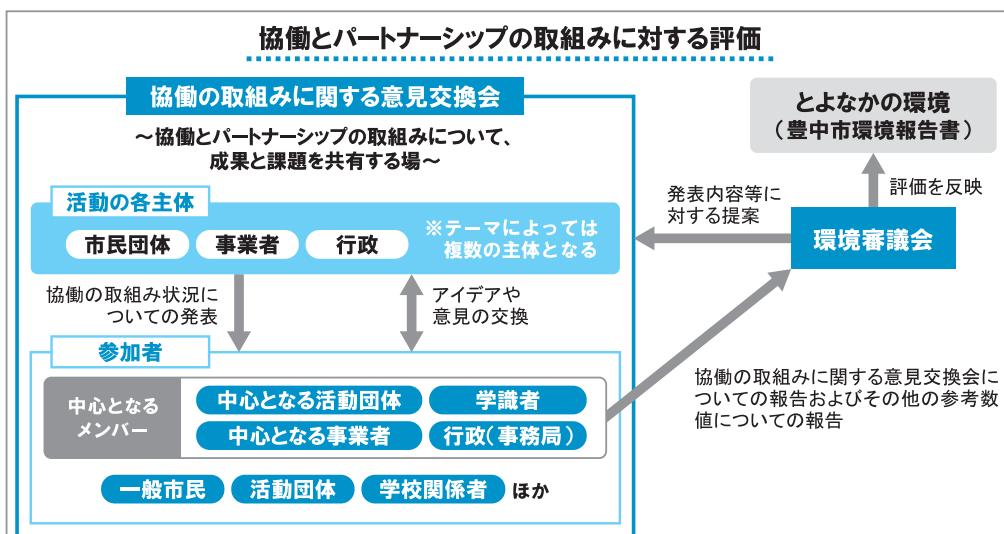
よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む

豊中市では、「とよなか市民環境会議」が平成10年度（1998年度）に、「豊中アジェンダ21」（地球環境を守る市民・事業者・行政の行動計画）を策定するなど、これまで市民・事業者・行政などさまざまな主体が連携し、協働とパートナーシップによる環境問題への取組みを進めてきました。

今後も、こうした活動の支援を継続実施するほか、「豊中アジェンダ21」との普及促進を図り、施策の推進につなげていきます。

さらに、環境以外の分野で活動する市民団体や、環境関連以外の行政部局、また、これまで環境に対する関心が低かった市民、事業者など多様な主体への働きかけによって活動のすそ野をひろげ、多くの市民の方が環境活動に加わることで、これまで以上によりよい環境をめざして取り組んでいきます。また、環境に関する教育や学習への取組みを推進し、これまで環境活動にあまり関わらなかった人を含めて幅広い市民、事業者等の取組み促進を図ります。

評価については、次に示す「協働とパートナーシップの取組みに対する評価」と次ページに示す「参考数値」により評価をおこないます。



協働とパートナーシップの進行管理について

多様な主体のパートナーシップの取組み成果は、定量評価（数値による評価）だけでは進捗評価をできない側面があります。

このため、協働とパートナーシップ活動を振り返り、取組みの成果や課題を共有する場（「協働の取組みに関する意見交換会」）を毎年開催します。発表によって、協働の取組み状況を共有するとともに、参加者同士等でアイデアや意見の交換、アドバイスなどを行い、よりよいパートナーシップを築くことができるようとするものとします。

環境審議会では、「協働の取組みに関する意見交換会」の結果と参考数値の動向を踏まえて進行管理を行います。

このような評価方法は、初めての試みであることから、計画期間内で確立させていくこととします。

「協働の取組みに関する意見交換会」では、協働の取組みに関わっている各主体が、それぞれの立場から発表し、以下のような議論の視点を踏まえて、さまざまな側面から成果と課題を共有し、「協働の取組みに関する意見交換会」でのアイデア等を今後の持続的な協働の取組みに結び付けることが期待されます。

■議論の視点の例■

- | | |
|----------------------|---|
| ○協働で取り組むメリットや意義について | ○取組みに関与した人や団体、組織の広がりについて
<新しい参加者をどのように巻き込んだかを含む> |
| ○協働したからこそ達成された事柄について | ○取組みの継続性や発展性について |
| ○主体間の適切な役割分担について | ○計画の妥当性について |
| ○取組みに対するニーズや必要性について | ○人材や予算確保の状況について |
| ○取組みの先駆性やオリジナリティについて | ○情報の発信について |
| ○取組みの対象となる地域的な広さについて | |

（参考数値）

参考数値	参考数値の示すもの
豊中市環境委員会の開催回数（回）	環境政策の総合的・計画的な推進状況 (主として、施策の方針 4-1-1 の状況を示す)
環境交流センターのHPアクセス数（ページビュー数）	環境情報の提供状況 (主として、施策の方針 4-1-2 の状況を示す)
イベント参加者数（人） (地球温暖化防止イベント+みどりに関するイベント+ごみ減量に関するイベント+環境の保全に関するイベント) 参加者数合計	環境に関する教育・学習と意識啓発の推進状況 (主として、施策の方針 4-1-3 の状況を示す)
市民団体・事業者などの 環境活動の取組み事例数（件） <注 1>	協働とパートナーシップに基づく施策の推進状況 (「環境政策を推進するための総合的なしくみづくり」全体の状況を示す)

<注 1>とよなか市民環境会議を中心とする市民団体・事業者などの環境活動の取組み事例数

*パートナーシップについては、「指標」の在り方が確立されていない側面があるので、「協働の取組みに関する意見交換会」の場で出てきた数値についても参考数値として改善を図ることを検討する。

◆施策の方針

4-1-1 環境政策の総合的・計画的な推進

①環境基本計画の進行管理・評価、部局間連携の推進、広域連携の推進

とよなかの環境（豊中市環境報告書）を公表し、豊中市環境審議会による評価と市民からの意見・提案とともに施策や事業を見直して改善を図りながら計画を推進するとともに、全庁的な推進組織により、計画の進行管理および評価を行います。

市域を越えて解決が必要である問題、あるいは広域連携が有効な事業については国や他の自治体とも連携して取り組みます。

（主な施策・事業）

- ・とよなかの環境（豊中市環境報告書）の公表
- ・環境委員会の開催
- ・国・大阪府・市町村の合理的な役割分担と北摂・阪神地域自治体連携の推進

4-1-2 環境情報の提供

①環境情報の収集・整備および効果的な提供

環境に関する情報の普及・促進を図るため、所有する情報の積極的な公開に努めるとともに、広報誌や情報誌、インターネットやケーブルテレビなどさまざまな広報媒体を活用し、意識啓発を図ります。また、出前講座により情報を提供するとともに、各種啓発展示、イベント、講座などにおいて環境に関するテーマを積極的に取上げ、PRを行います。さらに、市民・事業者・行政が相互に情報を交換できる交流の場づくりを行います。

（主な施策・事業）

- ・広報誌、市ホームページ、ケーブルテレビ、SNSなどを活用した情報発信と意識啓発
- ・環境交流センターの運営
- ・環境フォーラムなど環境関連イベントの開催
- ・とよなかの環境（豊中市環境報告書）による情報提供

4-1-3 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

①啓発活動の推進

市民・事業者・NPO・行政の自主的な環境行動を推進するために、意識の変化を行動の変化につなげることを念頭に啓発活動を行うとともに情報発信を充実させ、これまで環境活動にあまり関わりがなかった人を含め、幅広い市民・事業者等の取組みの促進を図ります。

（主な施策・事業）

- ・環境配慮契約の推進
- ・近距離の徒歩・自転車利用の促進
- ・地域イベント等での環境啓発活動

②環境教育・環境学習の推進

多くの市民・事業者・NPO の主体的かつ自律的な学習活動を推進するために、身近な場所でできる、多様な世代を対象にした、幅広いテーマによる環境学習を促進・支援します。また、将来の持続可能な社会を担う人材づくりに向けて、こども園・学校などの環境教育・環境学習の促進・支援策を構築するとともにその基盤整備を図ります。

広く市民団体・事業者・NPO など、あらゆる分野からの環境学習に関する情報を受発信していくために、さまざまな媒体・場所の活用を図り、市民が学習しやすい環境づくりをめざします。

また、地産地消を進めしていくことで、不必要的エネルギー消費や CO₂ の排出削減を図るとともに、消費

新規
拡充

新たに本計画に掲載する施策・事業

前計画から拡充した内容で本計画に掲載する施策・事業

者にとって生産者の顔が見える距離で食料を手に入れられる、食の安心・安全につなげていきます。

全市域が市街化区域である豊中市においては、農地やため池、担い手となる農家が減少していますが、「食育」の観点とあわせ、地域の作物を学校給食の食材に提供するなど、地産地消の取組みを推進し、支援を行っていきます。

(主な施策・事業)

- ・小学校、こども園などの出前講座
- ・環境交流センターをはじめとした環境関連施設*の運用
- ・体験型環境教育の充実
- ・ESDリソースセンター（Web）の運用
- ・とよなか市民環境展の開催
- ・地産地消に関するイベントの開催
- ・学校給食における地場産野菜の利用
- ・こども園での環境食育推進事業

*豊中市伊丹市クリーンランド（豊中伊丹スリーR・センター、ごみ焼却施設）、緑と食品のリサイクルプラザ、花とみどりの相談所など

4-1-4 協働とパートナーシップに基づく施策の推進

①環境政策・決定への市民参加・参画の推進

市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」の策定、進行管理にあたって、市民・事業者と協働で取り組みます。計画の策定や進行管理にあたっては、多様な市民の意見を反映させるようワークショップなどを実施し、参加・参画を促進します。合意形成の場においては、専門的な知識と経験、情報が必要とされるため、事業者・団体の環境部門担当者や経験者などと連携を図るとともに、さまざまな選択肢のある早い段階で市民の参加の機会の確保に努めます。

(主な施策・事業)

- ・協働事業市民提案制度や提案公募型委託制度の活用促進
- ・とよなかの環境（豊中市環境報告書）に対する市民意見の募集
- ・市民ワークショップの開催
- ・豊中市環境審議会の市民公募委員の起用

②市民やNPOなどの自主的な公益活動の支援・促進

市民・市民団体・事業者・NPOなどの多様な主体の自主的・自発的な活動や取組みを支援するため、活動の場の提供や情報提供などを通じて、ネットワークづくりや環境ボランティア活動に対する支援を進めます。また、NPOをはじめとする市民公益活動団体に対して、まちづくり活動への協力・支援、アドバイザー派遣、情報の提供、市民公益活動推進助成金制度、表彰制度、組織育成への支援などの措置を講じます。

また、自治会等の地縁型の組織と、専門性・経験・人材・ネットワーク等が豊富なNPOなどのテーマ型団体が連携した活動の支援に取り組みます。

(主な施策・事業)

- ・環境交流センターの運営
- ・環境活動に取り組んでいる団体に対する顕彰制度の充実
- ・事業者に対する環境マネジメントシステム認証取得などの支援の検討
- ・事業者のCSRの促進

③多様な活動主体の協働による事業の推進

豊中市の市民・事業者・行政が協働して策定した市民行動計画である「第3次豊中アジェンダ21」について、さまざまなメディアやイベントなどを活用して市民・事業者への普及・推進を図ります。

また、「第3次豊中アジェンダ21」を実際に進めるための組織「とよなか市民環境会議」（平成29年（2017年）4月現在、140団体）の参加団体拡充と活動内容の充実を図るとともに、市民や事業者等に具体的な行動の実践を促し、計画を推進します。

また、社会環境の変化に対応した具体的な事業展開をめざし、市民・事業者・NPO・行政などによる協働型の事業展開を図ります。

(主な施策・事業)

- ・協働の取組みに関する意見交換会の開催 新規
- ・環境交流センターにおける他団体との事業連携
- ・とよなか市民環境会議の活性化
- ・他部局主催イベント等や広報活動を通じての「第3次豊中アジェンダ21」の周知

4.2 持続可能な低炭素社会づくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章 2.2.2に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 低炭素社会の実現をめざして、省資源・省エネルギー化を進めること。
- 再生可能エネルギー等の活用を促進すること。
- 充実した公共交通網を活かした運輸部門での取組みを推進すること。

環境目標②

1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO₂)を平成39年度(2027年度)

までに平成2年度(1990年度)比32.1%削減し、低炭素社会をめざす

豊中市では、平成19年度(2007年度)に策定した「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジマイナス70 プラン)」において、平成62年度(2050年度)に市民1人あたりの温室効果ガスの排出量を平成2年度(1990年度)比で70%削減するという高い目標を長期的に展望しながら、平成32年度(2020年度)には20%削減するという目標を設定し、地球温暖化対策に積極的に取り組んできました。

また、平成29年度(2017年度)に策定した「第2次地球温暖化防止地域計画」においては、それまでの目標設定の考え方を踏襲し、市民1人あたりの温室効果ガスの排出量を平成2年度(1990年度)比で、平成39年度(2027年度)に32.1%削減するという目標を設定しています。この目標は、国の計画の目標よりも高い、意欲的なものであり、市民・事業者・行政の協働によって地域での地球温暖化対策をよりいっそう推進していくものとなっています。豊中市では、個々の家庭や事業所での取組みが特に重要であることから、生活習慣の見直しや、省エネルギー行動への機運を盛り上げる一斉取組みについても、今後重点的に情報発信していきます。また、地球温暖化に対する緩和策とともに、既に起りつつある地球温暖化によるリスクや、気候変動による影響への適応策についても取組みを進めていきます。

指標

指標	指標の示すもの	目標 【平成39年度(2027年度)】
【代表指標】		
市民1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /人) 平成2年度(1990年度)比(%)	市域の温室効果ガス排出総量を人口1人あたりに換算した量	平成39年度(2027年度)までに32.1%削減
【指標】		
部門別温室効果ガス排出量(t-CO ₂) 平成2年度(1990年度)比(%)	産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門別の削減状況を示す (※各部門の定義を参照)	減少
家庭部門市民1人あたりエネルギー消費量(GJ/人)	省エネルギーの取組みの進捗状況などを示す	//
業務部門の床面積1m ² あたりのエネルギー消費量(GJ/m ²)	事業者(製造業を除く)のエネルギー消費量の状況を示す	//
再生可能エネルギー等設備導入量(kW)	再生可能エネルギー等設備の導入状況を示す	増加
市民1人あたり自家用車の登録台数(台/人)	マイカーに頼らないライフスタイルの広がりの状況を示す	減少
市内に登録された自動車1台あたりの温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /台)	業務用自動車及び自家用車を含む自動車の燃費向上やエコドライブの推進の状況を示す	//

(※) 各部門の定義

部 門	定 義
産 業 部 門	製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出。運輸部門に関するものを除く。
業 務 部 門	産業・運輸部門に属さない、企業・法人のエネルギー消費(商業部門全般。卸売業、飲食店、小売店、教育施設、病院、娯楽施設など第3次産業が中心)に伴う排出。運輸部門に関するものを除く。
家 庭 部 門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。自家用車に関するものは除く。
運 輸 部 門	人の移動や物資の輸送にかかるエネルギー消費に伴う排出。輸送形態により、自動車(業務用自動車及び自家用車を含む)、鉄道、船舶、航空に区分される。
廃 棄 物 部 門	一般廃棄物、産業廃棄物の埋立・焼却、下水処理に伴い発生する排出。

◆施策の方針

4-2-1 省資源・省エネルギーを通じた低炭素社会の実現

①住宅や機器の更新等による家庭の省エネルギー化の推進

民生家庭部門は、豊中市においてエネルギー消費量が多い部門の一つで、平成27年度（2015年度）推計では温室効果ガス排出量の全体のうち33%と高い割合を占めています。主な排出の原因として暖房・冷房、給湯、動力・照明があげられます。暖房・冷房対策として、建物の断熱化が期待されており、住宅の省エネ改修の普及やZEHなど高度な省エネ住宅の導入促進を図ります。また、給湯、動力・照明等への対策として、高効率な省エネ機器導入の支援など効果的な削減策を実施します。

（主な施策・事業）

- ・省エネ相談会、家電や住宅の省エネ診断等の実施
- ・補助金等による高効率省エネ機器の購入や買替え促進
- ・住宅の省エネ改修や高度な省エネ住宅導入の支援

新規

②事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進

民生業務部門は、平成2年度（1990年度）と比べてエネルギー消費が大きく増加し、それに伴って温室効果ガスの排出量も増加し、平成27年度（2015年度）推計では全体の33%を占めています。国の温暖化対策計画では、平成25年度（2013年度）比で平成42年度（2030年度）に40%削減するなど、大きな目標が掲げられています。市においても排出割合の多い、暖房・冷房、給湯、動力・照明の省エネルギー化を中心に行うなど、関係機関と連携しながら対策を図っていきます。

一方、産業部門では温室効果ガスの排出量は平成27年度（2015年度）には、製造業の事業所数が大きく減少したことから、平成2年度（1990年度）と比べて約40%に減少しています。国や大阪府の施策や規制が大きく影響することから、引き続き動向を注視するとともに、国レベルの対策や民生業務部門の対策に準じた取組みを進めます。

（主な施策・事業）

- ・事業所の省エネ診断等の実施
- ・従業員に対する環境学習の支援
- ・環境マネジメントシステムの取得支援

③環境に優しいライフスタイルへの転換

日々のエネルギーの使い方を知ってライフスタイルをふりかえることにより、一人ひとりの環境への関心がいっそう高まり、さらなる省エネ行動につながります。

毎日の暮らしの中で、省エネに関する情報や必要なアドバイスが得られる機会を提供するとともに、世代別、ライフスタイル別などを考慮して取り組みやすい活動を提案するなど、地域で省エネ行動の輪が広がることで、より大きな効果につながるよう、ライフスタイルの転換につながる取組みを進めます。

さらに、市民の一体感や達成感が共有され、自発的な取組みがさらに活性化されるような一斉取組みを進めます。

（主な施策・事業）

- ・エネルギーの見える化の推進
- ・日常的な省エネ行動の推進
- ・打ち水やライトダウンなど、みんなで一斉に行う取組みの普及啓発
- ・地球温暖化防止基金の活用

4-2-2 再生可能エネルギー等の活用促進

①再生可能エネルギー等導入支援

温室効果ガスを排出する化石燃料等からの脱却を図るため、クリーンかつ持続可能なエネルギーとして、

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、地域の特性にあった再生可能エネルギー等の普及が期待されています。

国は、平成42年度（2030年度）には平成25年度（2013年度）に比べ太陽光発電の発電量を7倍程度に拡大することを想定しています。

市では、南に傾斜した地勢を活かし、太陽エネルギー利用設備（太陽光発電システム・太陽熱利用システム）導入促進の取組みを進めるとともに、市有施設においては、排熱や消化ガスなど未利用エネルギーの利用促進に努めます。

（主な施策・事業）

- ・太陽光発電システム、太陽熱利用システムの普及促進
- ・再生可能エネルギーに関する普及・啓発

②市有施設での率先的導入と普及・啓発の促進

市役所や公共施設などの市有施設において、率先的に再生可能エネルギー等の導入を図るとともに、全庁的に再生可能エネルギー等への理解と活用に努めます。

（主な施策・事業）

- ・小・中学校をはじめとする公共施設への太陽光発電システム等設置の推進
- ・小水力発電など水エネルギーの利用
- ・排熱・消化ガスの利用

4-2-3 環境に配慮した運輸部門における施策の推進

①公共交通利便性向上の促進

運輸部門における温室効果ガスの排出量は、平成11年度（1999年度）から徐々に減少してきています。車種別では、乗用車では大幅に削減が進んでいますが排出量は最も多い状態です。また、普通貨物車においては削減がほぼ進んでいないことから、乗用車、普通貨物車の利用抑制および公共交通機関の利用促進を図ります。

（主な施策・事業）

- ・「公共交通改善計画」の策定 新規
- ・ノーマイカーデーの促進などによる自動車利用・需要の抑制
- ・バスロケーションシステムの導入や乗り継ぎの円滑化などによる公共交通の利便性の向上 新規
- ・公共交通の利用促進と意識啓発のための交通環境学習の実施

②安全で快適な自転車利用環境の創出

自転車が安全で、快適に利用できるような交通環境の配慮に向け、歩行者・自転車・自動車の利用状況や道路幅員などの現況を踏まえながら、既存の道路の有効利用により、市全域を対象に自転車通行空間のネットワーク整備を進めます。

（主な施策・事業）

- ・自転車通行空間の整備 拡充
- ・自転車利用マナーの啓発
- ・駐輪場の整備など放置自転車対策

③エコドライブの推進、次世代自動車の普及促進

低炭素社会の実現をめざすにあたって、自動車を使用しながら温室効果ガス排出量を削減するために、次世代自動車の普及や、エコドライブの推進等が求められています。

（主な施策・事業）

- ・エコドライブの啓発
- ・次世代自動車に関する情報発信

4.3 廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章 2.2.2に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量を上回るごみの搬入。
- 少子化・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容。
- 発生抑制・再使用を推進するための、市民・事業者・行政の三者による協働の促進。
- 家庭系・事業系ごみの減量の推進（食品ごみ・紙ごみ等）。
- リサイクルと適正処理に適した分別収集体制の拡充。
- 中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用。

環境目標 ③

発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）の推進により、ごみの焼却処理量を平成39年度（2027年度）までに平成28年度（2016年度）比8%削減し、循環型社会の構築をめざす

豊中市では、「豊中市一般廃棄物処理基本計画」、およびアクションプランである「豊中市ごみ減量計画」に基づき、循環型社会づくりに取り組んできました。

今後は3R（発生抑制・再使用・リサイクル）のうち、特に優先順位が高い発生抑制・再使用に比重を置いて取組みを進めるとともに、質の高いリサイクルを推進し、よりいっそう、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の減量を図るために、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」においてごみの焼却処理量を平成39年度（2027年度）までに平成28年度（2016年度）比8%（約9千t）削減することを目標に掲げます。なお、ごみの焼却処理量は、豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみ（可燃ごみ+選別可燃物）の年度合計です。

指標

指標	指標の示すもの	目標 【平成39年度（2027年度）】
【代表指標】 焼却処理量（t）	豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみ（可燃ごみ+選別可燃物）の年度合計量	約95千t/年 平成28年度（2016年度）比 約9千t（約8%）削減 (H28年度（2016年度）実績： 約104千t)
【指標】 家庭系ごみ1人1日あたり排出量（g） (再生資源を除く)	豊中市伊丹市クリーンランドへの家庭系ごみ搬入量（資源除く）の1人1日あたり量	約387g (H28年度（2016年度）実績： 約414g)
事業系ごみ排出量（t） (再生資源を除く)	豊中市伊丹市クリーンランドへの事業系ごみ搬入量（資源除く）の年度合計量	約38千t (H28年度（2016年度）実績： 約43千t)
資源化率（%）	ごみの総量（発生量（資源含む））（年度）に対する家庭系および事業系ごみのうち資源化されるごみの合計量（年度）の割合	約19% (H28年度（2016年度）実績： 約16%)

◆施策の方針

4-3-1 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進

①市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築

ごみの減量につながるライフスタイルや事業活動を市民・事業者に浸透させるため、市民・事業者・行政が目的を共有し相互信頼のもと、連携を図りながら取組みを進めます。また、環境学習等の機会を通して、市民・事業者の自発的な3R行動を促進します。

(主な施策・事業)

- 3Rに関する環境学習・教育の充実 拡充
- 環境配慮型販売システムの推進
- 食品ロス・ゼロに向けた取組み 拡充
- 3Rに取り組む市民活動団体やグループ活動等との連携強化

②家庭系ごみ減量等に関する取組み

ごみ分別・排出ルールに関する広報周知活動の充実を図ります。地域における3Rの取組みについて、協働促進を図り、ごみの減量・リサイクルを推進します。

(主な施策・事業)

- 地域での3R活動の活性化 拡充
- 発生抑制・再使用の推進
- 再生資源集団回収の推進
- 多様な資源回収方法の構築
- 適切な分別排出の浸透
- 家庭系ごみの有料化の検討

③事業系ごみ減量等に関する取組み

事業活動に伴い排出されるごみの減量・適正処理を推進するための情報提供等、支援策を充実します。排出ルールの浸透に向け、ごみ処理施設における搬入物調査の機会を通して適正な排出が行われるよう誘導します。

(主な施策・事業)

- ごみ減量に向けた情報提供
- 多量排出事業所におけるごみ減量の促進
- 搬入物調査の活用
- 中小規模事業者における分別排出の促進 拡充
- 食品廃棄物リサイクル等の推進
- イベント系ごみの発生抑制および再使用の推進
- ごみ処理費用負担の適正化

4-3-2 廃棄物の適正処理の推進

①分別収集およびリサイクル、適正処理の推進

国・府の動向を注視するとともに、使用済小型家電や水銀使用廃製品等の回収、これまでも行ってきた時代の要請に応じた分別収集を今後も推進します。リサイクル、適正処理を推進するため、豊中市、伊丹市、豊中市伊丹市クリーンランドの三者で連携を強化します。焼却処理量の削減に努め、最終処分場の安定的な確保を図ります。

(主な施策・事業)

- ・時代の要請に応じた分別収集体制の推進
- ・中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用

4-3-3 災害廃棄物の適正処理

①災害廃棄物処理対応の推進

将来発生することが予想される大規模な地震や風水害等に備えるため、必要に応じて、災害廃棄物計画の見直しを行います。また、収集運搬作業、中間処理施設の運転の維持・継続のため、災害時対応マニュアルの再整備等、総合的な災害対策の充実を図ります。

(主な施策・事業)

- ・災害廃棄物処理計画の実効性の確保
- ・収集運搬業務等における災害時対応マニュアルの整備

4-3-4 産業廃棄物の適正処理

①産業廃棄物の減量化・適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者をはじめ、収集運搬・処分に関わる事業者に対して、産業廃棄物の減量化・適正処理に向けた指導・啓発を行います。

(主な施策・事業)

- ・排出事業者、処理業者に対する産業廃棄物適正処理についての指導・啓発
- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理
- ・不法投棄等の防止対策の推進

4.4 都市における自然との共生をめざした社会づくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章 2.2.2に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 受け継がれてきたみどりの保全や育成を進めること。
- 地域の身近なみどりを創出していくこと。
- みどりの普及啓発や緑化活動への支援を進めること。
- みどりを活かした安全で快適な都市環境を実現していくこと。

環境目標④

みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす

豊中市では、「豊中市みどりの基本計画」などに基づく自然環境の保全や都市のみどりの創造に取り組んできました。今後も、受け継がれてきたみどりの保全や育成、都市の緑化等に努め、市域全体でみどり率※27%をめざすとともに、豊中らしいまちなみがはぐくまれることをめざします。

また、公園や農地などのみどりの利活用を推進するため、新たな活用方策などの検討も進めています。

みどり率※…樹林・樹木に加えて、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合を評価するもので、以下の式で求められます。

$$\text{みどり率} = (\text{樹林} \cdot \text{樹木} + \text{草地} + \text{農地} + \text{水面} + \text{屋上緑化} \text{で覆われた面積}) / \text{市域面積}$$

指標

指標	指標の示すもの	目標 【平成39年度(2027年度)】
【代表指標】		
みどり率 (%)	樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合を示す	27.0% H27年度(2015年度)実績:25.7%
【指標】		
緑被率 (%)	樹林・樹木の面積が市域に占める割合を示す	15.7% H27年度(2015年度)実績:14.4%
みどりに対する満足度 (%)	みどりの量だけでなく質の観点を含めた満足度を示す	70.0% H27年度(2015年度)実績:67.2%
市民1人あたりの公園・緑地面積 (m ² /人)	都市の人口規模を勘案した市内にある公園・緑地の市民一人あたりの面積を示す	7.17m ² H28年度(2016年度)実績:7.17 m ²
みどりに関するイベント参加者数 (人)	みどりに関するイベントによる啓発の成果やみどりに対する関心度を示す	150,000人 (H30年度(2018年度)~H39年度(2027年度)累計) H18年度(2006年度)~H27年度(2015年度)実績:105,604人
市民参加による生物調査の参加者数 (人)	身近な生物調査を通じた生物多様性の普及啓発の広がりを示す	増加
生物多様性の認知度 (%)	生物多様性についての啓発の成果や市民の関心度を示す	//
景観に関する項目が盛込まれている地区計画・協定等の数 (件)	良好な景観を持つ住宅地の広がりを示す	//

◆施策の方針

4-4-1 受け継がれてきたみどりの保全や育成

①まとまりのあるみどりの保全や育成

公園・緑地や歴史や文化を伝えるみどり、市内に残る樹林地などのみどりを保全するため、樹木の剪定や森林病害虫の防除などのみどりの適正な維持管理を推進します。また、保護樹・樹林などのみどりの保全制度により、維持管理などの支援を図ります。

(主な施策・事業)

- ・公園・緑地のみどりの保全や育成
- ・歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成
- ・風致保安林の保全や育成（森林整備計画に基づく森林の保全や育成）
- ・民有地の樹林・樹木の保全に対する支援

新規

②生物多様性の保全

竹間伐や草刈りなどの林床整備、森林病害虫の防除などにより、生物多様性を育む樹林地の保全を推進するとともに、特別緑地保全地区やビオトープの整備の推進などにより、生き物を身近に感じられる場づくりを推進します。また、これらの取組みや自然環境啓発イベントなどを通じて、生物多様性の保全に対する理解や関心を深めます。

(主な施策・事業)

- ・エコロジカル・ネットワークの形成
- ・ヒメボタルの生息地の保全
- ・島熊山緑地の保全

拡充

新規

③連続性や水面のあるみどりの保全や育成

街路樹や緑道、河川・水路、ため池と一体となった樹林地などのみどりを保全するため、適正な維持管理を推進するとともに、一定の年数が経過した街路樹や緑道の樹木の更新、連続性を保つためのみどりの量の確保に努めます。

(主な施策・事業)

- ・街路樹の保全や育成
- ・河川のみどりの保全
- ・水路のみどりの保全や育成
- ・ため池のみどりの保全

拡充

④農地の保全

農地については、農業振興施策とも連携を図りながら、「生産緑地地区制度」などの活用により計画的な保全に努めるとともに、市民農園の利用を推進し、人と自然の触れ合いの場の提供に努めます。

(主な施策・事業)

- ・生産緑地地区制度の活用
- ・市民農園の活用

4-4-2 都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

①公有地の緑化

駅前広場や道路をはじめとする公共施設などの公有地の緑化を推進するとともに、民有地の緑化の模範となるように、植栽空間の確保に努めながら、生物多様性や地域の植生、周辺環境、景観に配慮した樹種や草花の選定などの多様な手法によるみどりを創出します。

(主な施策・事業)

- ・駅前や道路における特色のある緑化
- ・多様な手法による公共施設の緑化
- ・市民の交流拠点となるポケットパークの緑化

- ・教育施設や保育施設における緑化

②民有地の緑化

「豊中市環境配慮指針」に基づく緑化協議や緑化を支援するさまざまな制度により、民有地の緑化の取組みを推進するとともに、各種支援制度の認知度を向上させるため、積極的な普及啓発に努めます。

(主な施策・事業)

- ・環境配慮指針に基づく緑化 拡充
- ・住宅地における緑化 拡充
- ・商業地における緑化 拡充
- ・工業地における緑化 拡充
- ・道路沿線における緑化 新規

③景観を形成するみどりづくり

風致地区や緑地協定、都市景観形成推進地区や景観形成協定など、みどりや景観に関するさまざまなルールや制度を用いて、樹木や草花による緑化を推進するとともに、花とみどりを効果的に使った良好な景観の形成を推進します。

(主な施策・事業)

- ・風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり 新規
- ・良好なみどりの景観を形成する制度を活用した地域づくり
- ・花とみどりの名所づくり
- ・みどりを見渡す眺望点づくり
- ・草花による美しいまちなみみづくり
- ・屋上や壁面を活用したみどりづくり

4-4-3 みどりを活かした安全で快適なくらしの実現

①魅力的で利便性の高い公園づくり

既存施設の有効活用に重点を置き、多様化する市民ニーズに対応するため、市民参画などによる質を重視した公園の再整備を推進するなど、誰もが安全で安心して利用できる魅力的で利便性の高い公園づくりを推進します。また、みどりのある空間を市民交流の場として活用することで、地域コミュニティの活性化を図ります。

(主な施策・事業)

- ・長期末整備の都市計画公園・緑地の見直し 新規
- ・安全で特色のある公園づくり 拡充
- ・開発許可制度および土地区画整理事業による身近な公園づくり 拡充
- ・地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり 拡充

②防災・減災に資するみどりづくり

公園・緑地の持つ役割に応じて、みどりによる延焼遮断帯の形成、災害発生時の避難場所や復旧・活動の拠点などとして利用できるオープンスペースの確保に努めるほか、防災施設の適正な維持管理などにより、防災機能の強化を図るとともに、まちなかの延焼防止効果を高めるため、沿道などの緑化を推進します。

(主な施策・事業)

- ・公園・緑地における防災機能の強化
- ・庄内・豊南町地区における防災機能の強化 新規
- ・地域防災計画に基づく市街地の緑化 新規
- ・公共施設一体型公園づくり

③みどりの保全や緑化活動に対する支援

みどりの保全や緑化などの活動を推進するため、その拠点として設置された施設や場などを有効に活用し、適切な情報発信や普及啓発に努めることで、活動支援や人材の発掘、育成などを推進します。

(主な施策・事業)

- ・みどりに関する活動を広げる交流の場の活用
- ・花とみどりの相談所の活用
- ・緑化リーダーの養成
- ・生ごみ・剪定枝の堆肥化および堆肥の活用 拡充
- ・緑化樹木見本園および記念樹の森の活用
- ・みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用 拡充

④みどりの普及啓発

みどりに対する関心を深めるため、みどりに関するイベントを開催するとともに、みどりの保全や緑化に関する制度や活動などの情報発信を行います。

(主な施策・事業)

- ・みどりに関するイベントの開催
- ・みどりに関する情報発信
- ・自然体験および野外活動の場の活用
- ・緑化事業基金の活用 新規

4-4-4 生物多様性の総合的な保全と利用

地域の自然環境や生物の生息環境に配慮し、鳥獣保護管理や特定外来生物の対策などに努めます。また、市民参加による身近な生物調査や自然観察会を実施するほか、化学物質による生態系への影響や第4の危機といわれる地球温暖化の影響なども含め、生物多様性に関する幅広い情報の発信を行うなど、生物多様性に対する理解や関心を深めるための普及啓発に努めるとともに、これまで市民の方々によって集められた基礎データなどを活用し、生物多様性地域戦略の策定に向けた取組みを進めていきます。

(主な施策・事業)

- ・ヒメボタルの生息地の保全（再掲）
- ・島熊山緑地の保全（再掲）
- ・化学物質による生態系への影響防止 新規
- ・特定外来生物の対策 新規
- ・鳥獣保護管理（有害鳥獣の捕獲許可、飼養登録等）
- ・生物多様性認知度向上に向けた取組み 新規

4-4-5 都市景観・歴史環境、快適環境の保全・創出

①良好な都市景観の保全・創出

本市の都市景観をより魅力的なものにするため、「景観法」・「豊中市都市景観条例」・「豊中市都市景観形成マスタープラン」などに基づき、地域が有する特性や課題、多様なニーズに応じて、景観面から“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できるまちづくりを進めていきます。

(主な施策・事業)

- ・都市景観形成推進地区の指定
- ・景観にかかわる各種協定等の推進
- ・都市景観形成建築物等の指定
- ・啓発・普及（都市景観セミナー・ホームページの活用など）
- ・景観計画区域内における行為の届出制度

②環境美化活動の促進

美しくうるおいのある快適な環境づくりを進めるため、身近な地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、市民の自主的な環境美化活動を促進するとともに、これらの活動に対する支援を行います。また、市民一人ひとりの不法投棄等への環境認識の醸成と向上を図るため、ごみのポイ捨て防止やペットのふんの持ち帰りなどの啓発に努めます。

(主な施策・事業)

- ・地域のみどりの愛護活動の推進
- ・美化推進重点地区協力員（まち美化名人）活動の推進
- ・まち美化活動協定
- ・まちを美しくする運動
- ・アダプト制度の推進
- ・違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）
- ・啓発看板の設置
- ・空き地の適正管理の促進

新規**③歴史的遺産および原風景の保全**

歴史的価値や景観に果たす役割を踏まえて史跡や建築物、街道などを保全することにより、市内の歴史的遺産や歴史的景観などの原風景の保全に努めます。また、歴史的まちなみなどについて周辺環境との一体的な保全・整備を進め、地域固有の歴史資源・景観資源として特色のあるまちづくりへの活用に努めます。

歴史・文化遺産のうち、特に歴史的価値や景観的価値の高いものを新たに文化財として指定・登録することにより、地域の景観資源として保全・活用に努めます。また、市民が歴史に親しめる環境づくりを進めるため、まちなかにある歴史・文化遺産のPRに努めるとともに、歴史に親しめる機会の創出や情報提供などを行います。

(主な施策・事業)

- ・都市景観形成建築物等の指定
- ・景観重要建造物等の指定
- ・歴史的遺産などの啓発看板等の設置
- ・文化財の指定・登録
- ・史跡の整備・保全
- ・説明板の設置
- ・講座、講演、史跡見学などの啓発事業

④開発行為等における環境配慮の推進

開発行為等において、環境配慮指針に基づいた適切な指導や地域特性にふさわしい環境に配慮した事業となるよう協議します。

(主な施策・事業)

- ・環境配慮指針の運用

⑤環境影響評価制度の推進

環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発行為等を行う事業について、計画構想の段階から環境への影響を調査するとともに、環境を守るための対策を検討し、環境に配慮した開発となるよう、環境影響評価制度の運用に努めます。

(主な施策・事業)

- ・環境影響評価制度の運用

4.5 安全で快適な都市環境づくり

主な課題

本分野における主な課題は第2章 2.2.2に記載のとおり、以下のようなものがあります。

- 環境基準達成、維持をめざした継続的な取組みを推進すること。
- 航空機騒音やPM2.5（微小粒子状物質）など都市・生活型公害への対応を強化すること。
- 気候変動の影響を考慮して、水環境、水循環施策を推進すること。

環境目標 ⑤

環境基準の達成状況 100%で快適な都市環境をめざす

豊中市では、市民が安全で快適な日常生活を過ごすため、環境汚染防止対策や都市・生活型公害などへの対策に取り組んできました。今後も、環境の監視を継続し、市独自での解決が困難な問題に対しては、国や大阪府、周辺地域、その他関係機関と連携しながら、環境基準の達成状況 100%をめざすとともに、気候変動に伴う都市部での集中豪雨等の異常気象の可能性などを考慮した取組みについても進めます。

指標

指標	指標の示すもの	目標 【平成39年度（2027年度）】
【代表指標】 環境基準達成状況（%）	人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。 ※100%の達成が困難なものは前年度との比較などから、その途中経過が見えるように達成状況を測る。	大気、水質、道路騒音、航空機騒音、ダイオキシン類 それぞれ 100%
【指標】 大気に関する注意喚起回数（回） (光化学スモッグ予報・注意報、PM2.5（微小粒子状物質）等の注意喚起発令回数を想定)	環境汚染（大気）の状況を示す	減少
熱帯夜数（日）	ヒートアイランド対策に関する指標	//
1人1日平均給水量（ℓ）	水資源の利用の状況を示す	//
透水性舗装の延長（km）（m ² ）	水循環の雨水浸透に関する指標	増加
雨水貯留タンク設置件数（助成に係るもの） (設置件数・容量（件・ℓ）)	住宅などにおける水循環の雨水貯留に関する指標	増加
環境配慮のうち雨水利用に関するもの (雨水利用の件数・容量（件・ℓ）)	開発事業などにおける水循環の雨水貯留に関する指標	増加

◆施策の方針

4-5-1 環境汚染防止対策の充実

①典型公害対策の充実

工場・事業場に対して、各種規制基準遵守を指導し、必要に応じて立入検査等を行うとともに支援を行います。また、国等から化学物質の研究に関する最新の情報を収集・提供し、市民への正しい知識の普及に努めます。

(主な施策・事業)

- ・工場および事業場に対する届出指導等、立入検査、規制基準遵守確認検査（排水、排ガス、騒音、振動など）
- ・事業者による指定化学物質の排出量、移動量、取扱量の把握等の支援
- ・事業者による化学物質管理計画および管理目標の策定の支援
- ・国等からの最新情報の収集および提供

②環境監視と情報提供

環境汚染防止のための規制措置を適正に実施するため、環境汚染物質の常時監視を行うとともに、測定データをホームページ等で公開し、市民にわかりやすい形での情報提供および注意喚起を行います。

(主な施策・事業)

- ・環境汚染物質の常時監視（大気汚染、公共用水域水質、アスベスト、ダイオキシン類（大気、河川水質および底質、地下水、土壤））
- ・大気汚染常時監視測定局の維持管理
- ・ホームページ等による情報提供および注意喚起 新規

③土壤汚染対策の推進

土壤汚染による市民の健康影響の防止を図るため、土壤汚染対策法に基づき、土地所有者等が行う土壤汚染状況調査や、汚染の除去等の措置に対する指導を行います。

(主な施策・事業)

- ・土壤汚染防止等に向けた立入検査および指導
- ・土壤汚染に関する履歴調査および届出等の指導
- ・土壤汚染に係わる地下水調査
- ・土壤汚染に係る情報提供

④アスベスト飛散防止対策

特定粉じん排出等作業実施届出が提出された建築物解体作業等の作業現場において飛散性アスベスト除去工事等の監視を行うなど、アスベスト飛散防止についての指導を行います。

(主な施策・事業)

- ・解体現場パトロールの実施 拡充
- ・アスベスト濃度測定

4-5-2 都市・生活型公害対策の推進

①都市・生活空間における環境対策の推進

幹線道路沿道において、騒音や排気ガスなどについて、対策の充実・強化を働きかけるとともに事業者の排出抑制対策の促進や低公害車（次世代自動車等）の普及・導入の促進を行います。航空機騒音の状況を把握するため、騒音測定を行うとともに、必要に応じて調査を行います。光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）や道路騒音、航空機騒音などの市単独で解決できない問題に対しては、国や大阪府、近隣都

市などと連携した取組みを行います。

(主な施策・事業)

- ・低公害車（次世代自動車等）の普及
- ・道路騒音測定
- ・航空機騒音測定
- ・航空機騒音防止対策
- ・カラオケ、深夜営業規制
- ・光化学オキシダント対策
- ・PM2.5（微小粒子状物質）対策
- ・公害苦情対応

②ヒートアイランド対策の推進

建物の省エネ化、屋上・壁面緑化などにより、建物内部の温度上昇を抑え、人工排熱の低減に努めます。また、緑化を推進するとともに透水性舗装を進めます。

同時に、ヒートアイランド対策についての情報発信により普及啓発を行い、市民・事業者の身近な取組みを推進します。また、既に起りつつある地球温暖化によるリスクや、気候変動による影響への適応策として、台風や集中豪雨等の気象災害や熱中症などに対する取組みを進めます。

(主な施策・事業)

- ・クールビズ・ウォームビズなどエコスタイルの普及・啓発
- ・建物の省エネ化推進
- ・透水性舗装の推進
- ・みどりの保全・創出（壁面・屋上・沿道緑化など）
- ・マップや市のホームページを利用したクールスポットの周知、活用 新規
- ・気候変動への適応策の推進

4-5-3 健全な水環境・水循環の創出

①都市における水循環の保全

水資源の有効活用を図るため、雨水の貯留・活用を推進します。また、水循環の確保のため、保水機能や水質浄化機能などを有する緑地や農地の保全と活用を進めるとともに、市民にとって身近な水辺空間・親水空間の保全や創出を行います。

(主な施策・事業)

- ・雨水貯留タンクの助成
- ・環境影響評価、環境配慮指針の運用
- ・緑地や農地の保全と活用
- ・水辺空間・親水空間の保全・創出

②環境にやさしい上下水道事業の展開

上下水道は、事業活動を通じて多くのエネルギーを使用したり、廃棄物等を発生させたりするなど、環境に負荷を与える一方で、新たなエネルギー源や再利用可能な資源を有しています。こうしたことから、上下水道事業では、積極的な環境対策への取組みが求められます。

(主な施策・事業)

- ・環境負荷の低減に向けた施策の実施と公表
- ・エネルギーの新たな活用や新技術の導入に向けた調査・検討
- ・放流水における水質基準の確保と公表
- ・合流区域における汚濁負荷量の改善
- ・直結式給水の普及促進
- ・漏水防止対策の推進
- ・処理場・ポンプ場の改築更新

第5章 計画の推進方策

- 5.1 連携と役割分担
- 5.2 組織体制
- 5.3 計画の具体的な推進方策

第5章 計画の推進方策

5.1 連携と役割分担

市は、本計画において、将来の「望ましい環境都市像」と、その実現に向けた道筋を示し、積極的行政としての役割を果たしていきます。一方で、「環境目標」の実現や、第4章に示した施策の推進に向けては、市民・事業者・NPO・行政の各主体が連携し、それぞれの特性を活かした役割分担により、進めていく必要があります。

これまで市は、市民・事業者・NPO・行政によるパートナーシップ組織「とよなか市民環境会議」において具体的な合意形成を図ってきました。また「とよなか市民環境会議」のもと市民・事業者・NPO・行政の行動計画として策定された「豊中アジェンダ21」と「豊中市環境基本計画」がともに目標を共有し、車の両輪となりながら豊中市のよりよい環境に向けた取組みを進めてきました。

今後も、「望ましい環境都市像」の実現に向けて、「とよなか市民環境会議」を協働の場として活用するとともに、本計画と同時に策定予定の「第3次豊中アジェンダ21」とが両輪となり、各々の主体の連携をいっそう深め、適切な役割分担をしながら、市として中心的な役割を果たしつつ、市民・事業者等への技術的支援や経済的支援を行います。また、市を取巻く環境や社会状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直しますが、あわせて「第3次豊中アジェンダ21」を見直し、豊中市における総合的な環境行政を推進していきます。

5.2 組織体制

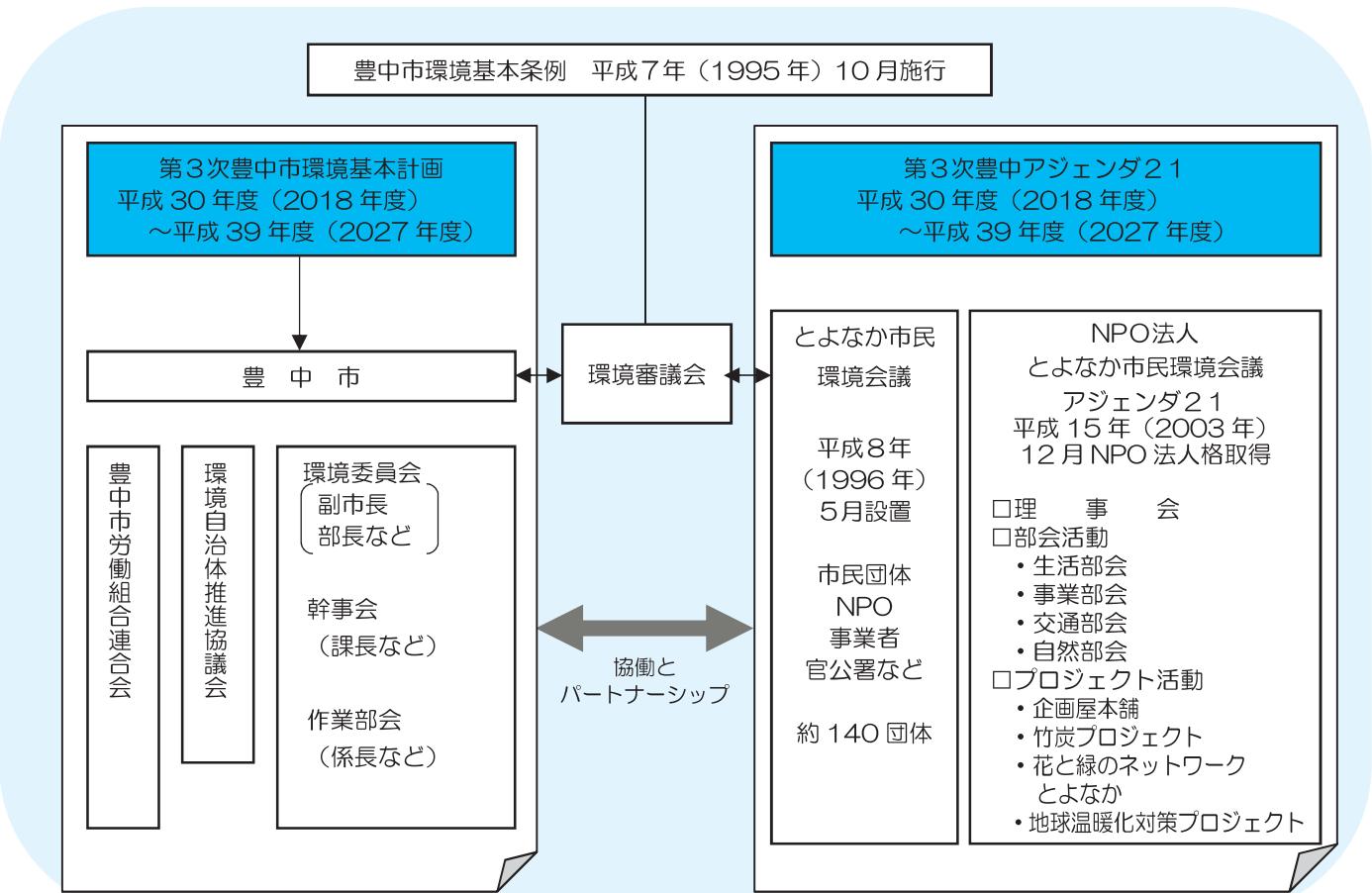
(1) 環境行政の総合的・計画的な推進に向けた組織体制

「豊中市環境基本条例」に基づき設置されている、環境の保全および創造に関する施策を総合的に推進し、調整するための体制である「環境委員会」を活用し、市が主体として取り組むべき施策・事業について総合的な調整を行うとともに、計画に基づく施策・事業の進捗状況について進行管理を行い、計画的な推進を図ります。

また、市長の附属機関として、学識経験者や市民団体代表、市民公募委員から構成される環境審議会を設置し、環境保全に関する基本事項を調査・審議するなかで、施策のPDCAサイクルを運営し、学術的・専門的な見解や市民意見の施策への反映を行います。

(2) 第3次豊中アジェンダ21との連携体制

本計画と「望ましい環境都市像」「基本姿勢」「環境目標」を共有し、豊中市のよりよい環境を推進するために両輪に位置付けられている「第3次豊中アジェンダ21」を市民・事業者・NPO・行政が一丸となって推進します。そのためにも、「第3次豊中アジェンダ21」の策定主体であり、市内の約140の団体や企業から構成される「とよなか市民環境会議」や、「第3次豊中アジェンダ21」の主な活動推進団体である「NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21」といっそうの連携を図り、役割分担を明確にしながら市民・事業者・NPO・行政が一体となって推進する環境活動の輪をひろげます。



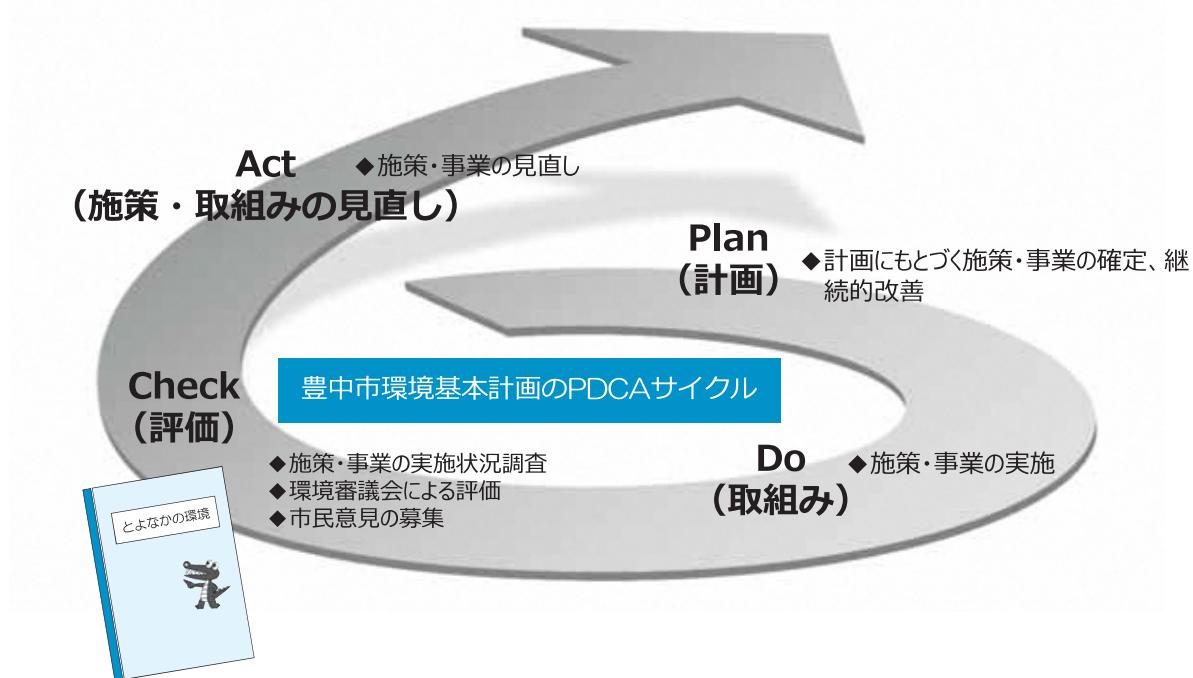
5.3 計画の具体的な推進方策

これまで、「第2次豊中市環境基本計画」の進行管理を行うなかで、進捗状況を毎年点検し、目標の達成に向けて取組み内容を改善するPDCA(Plan(計画)－Do(取組み)－Check(評価)－Act(施策・取組みの見直し))の仕組みを確立し、着実に進めてきました。

「第3次豊中市環境基本計画」の進行管理においては、協働とパートナーシップの質の評価のために、新たに設ける協働の取組みに関する意見交換会の開催時期などを考慮するなど、適切な時期でPDCAサイクルを運用します。これまでのPDCAサイクルのプロセスを継続しながら、前年度の活動実績などをインターネットを通じて公表・説明し、それに対する環境審議会による評価と市民との意見交換をもとに施策や事業の見直しを行い、予算に反映していきます。その内容については、とよなかの環境(豊中市環境報告書)において毎年公表します。

施策の進捗状況や効果については多面的に評価を行い、限られた資源の有効活用を図りつつ、必要に応じた資源(人・モノ・カネ)の確保に努めます。評価にあたっては第4章に示す指標によって行いますが、進行管理の中で評価方法の妥当性を検討し、必要に応じて、より適切な評価方法に変更することとします。

さらに、市政を取り巻く状況の変化に対応した評価のあり方についても検討しながら、効果的・効率的な施策を進めています。



「望ましい環境都市像」の実現に向けては、環境分野における各個別計画を必要に応じて策定します。また、市の各分野別計画に示された環境に関する施策との整合を図ります。

あわせて、市の行政評価と連携し、その結果を活用して計画の進行管理を図っていきます。